

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報

【公表】

整理番号	45
契約番号	6農振財契第731号
件名	令和6年度 木質バイオマス発電に関するデータ分析及び推進会議運営業務委託
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団が指定する場所
概要	仕様書記載のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	仕様書記載のとおり
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年12月11日（水） 午前10時00分（入札期間は、指名通知時に連絡）
希望申出期間	令和6年11月20日（水）午前10時から令和6年11月27日（水）午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。
	(1) 希望票【様式あり】（必要事項を記入・押印）
	(2) 会社概要・実績一覧表【様式あり】（必要事項を記入）
	(3) 資格要件に対応する以下の書類 ①該当資格を有する場合には合格証明書（写し） ②該当する知識、経験、実績については、その内容を示す書面 （詳細は仕様書記載のとおり）
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとしします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合（親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合）には、同一入札案件に参加することができません。 (7) 入札結果（落札業者名、落札金額等）については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0722

# 仕 様 書

## 1 件 名

令和 6 年度 木質バイオマス発電に関するデータ分析及び推進会議運営業務委託

## 2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 履行場所

(公財)東京都農林水産振興財団(以下、「財団」という)が指定する場所

## 4 委託目的

当財団では、都市農業における木質チップを使った熱電併給システム活用の可能性を追究するため、木質バイオマス発電施設の設置・運営、農業基盤整備、ハウス等の設置を経て実証栽培を行っている。ここから得られる実証栽培データや発電状況等から効果を検証するとともに、バイオマスエネルギーの東京農業への利用に向けた考察を行うための木質バイオマスエネルギー推進会議を設置・運営する。

## 5 木質バイオマスエネルギー事業の概要

別紙1の通り

## 6 受託体制及び責任者などの要件

- (1) スケジュール設定、実施に当たっては責任者を配置し、全体調整と進行管理等を行うものとする。
- (2) 責任者は、本業務委託の設計、進行管理、データ分析の実施に当たり、中心的な役割を果たすものである。必要に応じて、財団担当者との連絡調整を行うこととする。
- (3) この業務を受託するにあたり、業務担当スタッフには、バイオマス発電に関する専門的な知識と経験を有する者並びに農学に関する専門的な知識と経験を有する者を含めること。

### 【バイオマス発電について】

技術士（本調査に関連する分野である、機械部門、電気電子部門、衛生工学部門、森林部門、のいずれか）又はエネルギー管理士の資格を有するか、これに相当する知識・経験を有する。

### 【農学について】

技術士(農業部門)の資格を有するか、これに相当する知識、経験を有する。

- (4) 過去に、農業分野(施設園芸)へのバイオマスエネルギー利用又は類似事業に関する調査・実証事業でデータ解析を行った実績を有すること。

- (5)希望票提出時には、上記(3)(4)に関して、該当資格を有する場合には合格証明書(写し)を、該当する知識、経験、実績については、その内容を示す書面を添付すること。

## 7 委託業務の内容

### (1) 実証試験の効果検証

当財団では、木質バイオマス熱電併給設備の設置・運営、農業基盤整備、ハウス等の設置を経てイチゴ及び切り花の実証栽培を行う。ここから得られる以下の実証栽培データや熱電併給設備に関する運用データを統合・分析し、東京農業における木質バイオマス活用の効果検証を行うこと。結果はわかりやすく取りまとめ、7(3)に記載する木質バイオマスエネルギー推進会議の資料として提出すること。

#### ① 財団から提供可能なデータ

下記ア、イに記載したデータは財団から提供することが可能である。その他、必要なデータ、情報があれば受託者にて調査・収集すること。

##### ア 実証栽培データ

- ・気温(ハウス内、外気温)
- ・ハウス内気温の設定温度
- ・イチゴの生育状況と収量
- ・切り花の生育状況と収量

##### イ 熱電併給に関する実証データ

- ・木質バイオマス熱電併給装置の運転時間、発電出力、発電量、売電量、自家消費電力量
- ・熱供給出力、熱供給温度、熱供給量(乾燥機側への熱供給量、ハウス側への熱供給量、熱電併給装置による発生熱量)
- ・木質チップ消費量
- ・騒音データ(昼と夜、運転時と停止時、プラント機側・建物側・敷地境界での騒音測定値)
- ・熱電併給システムの設置・運営費用
- ・廃棄物処分費用

#### ② 木質バイオマスの農業利用に向けた効果検証・評価項目

##### ア 施設の設置にかかる手続き、法令整理・苦労した点の検証評価

農業施設への設備導入に際し必要となる法令対応(都市計画法・建築基準法・電気事業法・消防法等)やその他制約条件について、当財団・当該設備設置事業者等へのヒアリングを踏まえた整理を行った上、東京農業への木質バイオマス普及に向けた課題抽出と対策案の検討および実現性に係る検証評価を行う。

都市計画法に基づく都市計画区域によっては、設備導入のための建築物建設に制約が生じる。導入候補地に上記制約が生じる場合、設備を屋外仕様とする等の対策が求められる。このような事態にも対処しつつ、東京農業へ熱電併給システムを広く適用・普及させていくための対策案を整理・検討する必要がある。

また、既存の農業施設への熱電併給システム導入を想定する場合には、既存施設の受電電圧と熱電併給システムからの売電電圧の整合に留意しなければならない。電気事業法上の「一需要場所・一引込」の制約があることから、双方の電圧が異なる場合には法令対応のための追加対策を要する。加えて、系統連系に際しては、電力会社が指定する技術要件を満たすための保護装置設置・整定値設定が求められるが、条件によっては設備の稼働率に直接的な影響を与える状況になることから、導入設備側における技術的対応(自動電圧

調整・高周波抑制等)を含め、電力会社との調整・交渉が円滑に進むような対策案を予め整理・検討しておくことが求められる。

以上のような法令対応・関係機関調整は、今後都市農業に木質バイオマスを普及展開させていくあたり、都度確認・対応を求められることとなる。工期延伸やコスト増、連続稼働上の制約に繋がる可能性のある事項を多く含むことから、本実証試験で得られた知見を基に、予め課題となりうる法令対応項目の抽出とその対策案の検討・評価・整理を行うものとする。

#### イ 木質チップの品質確保および安定調達に関する検証評価

熱電併給装置を安定稼働させるために必要な木質チップの品質要件および安定調達について、実証データを踏まえた検証を行う。実証地に導入されている発電機の仕様およびチップの品質要件については、別紙1に記載のとおりである。本実証試験で使用している木質チップの品質と、発電機が求める品質要件との合致または乖離について、水分・形状・粒度分布等の観点から分析評価を行う。乖離がある場合、チップ供給事業者が搬入した時点のチップと発電機に投入される乾燥チップの品質比較を行い、システム内でどの程度品質改善効果が得られているかを検証すると共に、発電機の品質要件に適合させるために必要な追加対策案の検討を行うこと。その際、季節変動や天候といった自然条件変化、設備投資や運転維持管理上の労務負担等も加味した上で、対策案の実現性を評価すること。品質確保のための設備投資が課題となる場合においては、7(2)で後述する普及モデルの検討にて対策が図れるかについても、併せて評価を行う。

また、東京農業への適用・普及が前提であることから、多摩エリアおよび多摩産材を扱っている近隣事業者を対象とし、安定調達が見込まれる木質原料(間伐材・製材端材・剪定枝等)・木質チップの品質および受入条件について、関連事業者へのヒアリングを踏まえた調査・整理を行い、安定調達に係る検証評価を行う。

#### ウ 騒音の周辺環境への影響検証・評価

実証データおよび現地調査の結果を踏まえ、当該施設を導入する場合の周辺環境への影響評価を行う。木質チップのトラック搬入動線確保と運用に伴う影響、発電機の立上げ時および稼働時の騒音等について評価を行い、昼夜を通じて施設の連続稼働が可能な敷地要件(用途地域、騒音規制法対応等)の検証評価を行う。

#### エ 施設の安定稼働および運用最適化に関する技術的検証・評価

設備の定格仕様(発電効率・熱効率・自家消費電力・稼働率・温度・供給熱量等)と実証データの差異について検証し、要因分析を行う。熱電併給システム上でトラブルが発生した箇所・頻度・原因を精査し、発電出力低下や稼働率低下の要因となっている根本的問題について体系的な理解・整理を行い、設備改善ないし運用改善による恒常的解決が図れるかの検証を行うこと。また、チップ乾燥機・ハウス暖房・冷却装置(排熱処理)の各々で消費されている熱量に係る時間・日単位のデータ分析を、熱電併給システムの稼働時間すべてに対してを行い、ハウスにおける化石燃料代替割合向上を前提に、効率的な熱供給配分・自動制御が成されているかの検証・評価を行う(先述のトラブル要因分析含め、必要に応じて5分単位など、さらに細かい単位でのデータ収集・解析・とりまとめを実施すること)。また、季節によって外気温条件やハウス暖房の熱需要が変化することを踏まえ、乾燥機については運転制御に係る時季毎の最適化条件について検証評価を行うこと。但し、乾燥機には乾燥ムラが生じることを念頭に、発電機の要求品質に見合うチップ水分が確保されることを前提条件とする。なお、冷却装置で処理されている排熱量が大きい場合には、その有効利用策について検討を行い、7(2)で後述する普及モデルの検討において反映を行うこととする。

#### オ 木質バイオマス導入に伴う経済性の検証・評価

熱電併給システム導入による経済的効果について、初期投資の回収に要する年数等の検証・評価を行う。売電収益、化石燃料削減費、チップ調達費、保守点検費用、設備運転コスト(チップ投入用重機含む)、灰処分費等の費目を収支に計上し、内訳構成比の分析を行うこと。収支に影響を与えている費目については、その要因について詳細な検証を行い、収支改善のための対策案を示すこと。設備稼働率、現場作業効率、焼却灰の発生状況・発生量等、技術的観点からの適正評価を行った上、経済性分析・検証に反映させること。なお、一施設単独での経済性確保は困難と予想されるため、7(2)で後述する普及モデルの検討において、施設の集約化や多面的熱供給等の可能性について検討・評価を行うものとする。

#### カ 農業利用上の評価・課題等の明確化

農業利用における熱需要は主に冬季の暖房用途であり、栽培作物によってハウス内の温度管理条件(適用温度範囲、即応性、室内温度の均一性等)が異なる。実証データを基に、熱電併給システムによる熱供給がハウス側の求める温度管理条件に適合しているか、経済効果が得られるかについて検証・評価を行い、課題点抽出と対策検討を行う。なお、通常の農業用途では夏季の熱需要がほぼ発生しないことを念頭に、夏季における熱の有効利用策についても検討を行い、7(2)で後述する普及モデルの検討において反映を行うこととする。

#### キ その他、有用と思われる検証・評価項目があれば提案すること

### (2)東京農業における木質バイオマスエネルギー普及モデルの検討

7(1)で得られた検証結果を基に、令和7年度の事業終了に向けた中間報告の位置づけとして、東京農業に適した木質バイオマスエネルギー普及モデル案の検討を行う。

熱電併給システムは、チップ乾燥機等、自身が消費する高品質チップを製造するための設備投資を必要とする。また、その農業利用においては、夏季の熱需要が発生しないことから、夏季はチップ乾燥以外の熱利用用途がなく、余剰排熱を生じてしまうことが想定される。そのため、単独施設における設備導入のみでは、初期投資に対する十分な経済的効果を得ることが困難であることが予想される。

以上を踏まえ、地域における面的施設整備や木質資源のカスケード利用等の観点も踏まえた普及モデルを検討すること。普及モデルは、後述する7(3)木質バイオマスエネルギー推進会議で得られる意見も反映しながら、熱電併給システムの設備構成、熱供給対象となる農業ハウスの数・規模や栽培作物、余剰熱の有効利用策(近隣他施設への乾燥チップ供給等)、副産物(おが粉・燃焼灰等)の有効利用策、他産業連携の可能性等を加味すること。

### (3)木質バイオマスエネルギー推進会議の設置・運営

① 回数 年2回

② 開催時期 令和6年10～12月及び令和7年1～3月を目安に2回開催する。

③ 構成員

発電機器等事業者、木材供給・チップ製造事業者等、学識経験者(施設園芸、LCA・CO<sub>2</sub>排出削減・産業連携、バイオマスエネルギー)、農業関係者等、都内木質バイオマス利用事業者、都関係機関管理職、財団管理職等 8名程度

・構成員の選定は、財団と協議の上行うこと。

・構成員決定後の委嘱手続き・連絡調整は受託者が行う。

#### ④ 協議内容

上記7(1)(2)で作成した資料を基に、木質バイオマスエネルギーの東京農業での活用の可能性を協議する。現状のままでは東京農業での利用が難しいと判断される場合には、解決すべき課題や条件を明らかにする。

#### ⑤ 設置・運営事項

ア 日程調整、会場確保、開催準備(構成員への開催通知含む)

イ 推進会議の進行・助言

ウ 構成員招聘

エ 協議会資料の作成及び説明

・資料は、会議の概ね14日前までに財団に提示・協議すること。

・推進会議を円滑に進行するため、事前に構成員に資料を配布し、協議する内容を共有しておくこと(7日前を目安とする)。

・当日欠席する構成員には、前日までに説明・意見聴取を行い、推進会議で報告すること。

オ 議事録の作成

カ 次回開催計画・調整

キ その他

・(オ)～(カ)は、会議終了後速やかに財団及び協議会の構成員に報告する。

・推進会議での検討・協議により必要な業務(調査、調整等)が生じた場合は速やかに実施すること。

・運営にあたり発生する会場費、構成員(財団管理職を除く)への謝礼については委託費に含み、受託者が支払うものとする。ただし、構成員より報酬辞退の申し出があった場合は、この限りでない。

・会場は立川周辺で、1回につき、おおむね2～3時間を目安とし、謝礼の基準は都の規定に準じる。なお、財団の会議室が空いていれば無償で使用可能とする。

・やむを得ない場合は、リモートでの開催も可能とするが、必要な機材、通信設備等は受託者が用意すること。

#### ⑥ 成果の取りまとめ

以下を記載した成果報告書を作成する。

(ア) 7(1)(2)の実施内容

(イ) 木質バイオマスエネルギーの東京農業での活用の可能性に関する検討結果

#### (4) その他

### ① 実施計画書等の作成

具体的な実施スケジュール、方法、推進会議における議題及び業務実施に関する体制図を盛り込んだ実施計画書を作成し、契約締結後速やかに提出する。計画書の内容については、財団と協議の上、必要な修正を行う。

### ② 打合せ

打合せは、原則月1回程度、財団担当者と実施し、進捗状況等の業務確認を行う。リモートでの開催も可能とするが、必要な機材、通信設備等は受託者が用意すること。

※電子データは、原則、A4用紙(必要に応じてA3用紙可)で印刷して確認できるように体裁を整えておくこと(印刷時に複数枚になっても差支えない)。

## 8 実績報告等

受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに委託完了届(別記様式第1号)及び実績報告書(別記様式第2号)に以下の資料を添付し、委託者に提出する。

- (1) 7(3)⑥の成果報告書は、3月末日までに冊子を2部提出し、その電子データも併せて提出する。冊子はA4縦、製本テープ等により簡易製本されたものとする。
- (2) 成果報告書に記載する事項については、前述7(3)⑥も確認すること。
- (3) 本委託の実施により得たその他成果物も併せて提出する。
- (4) 電子データの提出は電子媒体で行う。

電子データはMicrosoft Word2016 Microsoft Excel2016 又はMicrosoft PowerPoint2016以降のバージョンで作成したものとする。なお、その他のフォーマット・媒体を使用する場合は、あらかじめ担当職員と協議する。

- (5) 掲載する文章、イラスト、図表、写真等を他の文献等から引用する場合には、出典を明らかにするとともに、著作権者からの転載許諾を得ること。また、転載許諾を得た文章、イラスト、図表、写真等の情報を一覧にまとめ、転載許諾書の写しとともに財団に提出すること。

## 9 費用及び委託料の支払方法

- (1) 本委託の履行に係る費用は、特に本仕様書に明記するものを除き、契約金額に含むものとする。
- (2) 契約代金は、委託業務完了後、適法な請求書の提出のあった日から30日以内に一括して支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 委託事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本受託業務に関して、財団の保有する個人情報を取り扱う場合は、別添1「個人

情報に関する特記仕様」を遵守すること。

- (3) 受託者は、データの入力など電子情報処理に当たっては、別添2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た内容を、契約期間中はもちろん履行完了後においても、委託者の許可なくして第三者に漏らしたり公表したりしてはならない。
- (5) 受託者は、業務遂行を通じて知り得た一切の事実又は情報を本契約以外の目的に使用しないこと。また、受託者内部の業務関係者以外には開示しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていた場合若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用若しくは官公署、裁判所等の命令、指導、通達により提出するものについてはこの限りではない。
- (6) ① 本委託においては、知的財産権の取扱いに十分注意すること。
  - ② 受託者は、財団に対し、本委託業務の成果物(資料等。これを構成する文章、図面及び写真等を含むが、これに限られない。以下同じ。)に係る知的財産権(著作権については著作権法第27条及び28条に定める権利を含む。)その他一切の権利(以下「知的財産権等」という。)を譲渡する。その譲渡対価は、本業務委託費に含まれるものとし、本委託業務の成果物に係る知的財産権等は、当該業務委託費が委託者から受託者に支払われた時点をもって、受託者から委託者に移転する。
  - ③ 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しない。また、受託者は本委託に関与した者に著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
  - ④ 本委託において受託者は再委託先に対して全ての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)の譲渡を事前に受けるものとする。また、再委託先が成果物の著作者人格権を行使しない旨を書面にて確認すること。
  - ⑤ 本委託において使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、肖像権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
  - ⑥ 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
  - ⑦ 本件に使用する映像、写真、原稿(翻訳済みの原稿を含む。)については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する印刷物やSNS等、財団や東京都が行う事業活動において使用することがある。
  - ⑧ ①から⑦までの規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
  - ⑨ 成果物(資料等)の制作にあたっては、第三者の著作権の侵害、名誉き損等の問題が生ずることがないように留意し、公表されている著作物を引用する際には、必ず出典を明記すること。

⑩ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

#### (7) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (8) 本業務の履行にあたっては、別添3「東京都グリーン購入推進方針」に準拠すること。
- (9) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、緊急の措置をとらなければならない。また、措置をとった場合は、その内容を速やかに都に報告すること。
- (10) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (11) 本業務委託で生じたトラブル(事故やクレームなど)については、原則、受託者が責任をもって対応する。トラブルが発生した場合は、速やかに財団へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。対応や経過については、財団と十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。
- (12) 信用失墜行為の禁止
- 受託者は、本業務の履行にあたり不正な行為をするなど、財団の信頼を失墜するような行為を行ってはならない。
- (13) 再委託の取扱い
- 原則として、本業務の全部または一部を一括して第三者に再委託してはならない。但し、事前に書面にて報告し財団の承諾を得たときはこの限りではない。また、この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに關する一切の責任を負う。受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には事前に財団の承諾を得なければならない。
- (14) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (15) 本仕様書に定めなき事項、もしくは疑義が生じた場合は、財団と協議の上、決定するものとする。

## 11 担当者

公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 企画係  
所在地:〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1  
電話:042-528-0722

E-mail:zaidan-kikaku@tdfaff.com

別記様式第1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団検査事務細則別記第3号様式の5(第26条関係)

委 託 完 了 届

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

住 所

氏 名

下記の委託を本日完了したのでお届けします。

		文書番号 (契約番号)	
件 名			
履行場所			
契約年月日		履行期限	
契約金額	￥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ )		

受付年月日	年 月 日	監督員氏名	
-------	-------	-------	--

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

受託者 住所  
名称  
代表者の肩書・氏名

令和 6 年度木質バイオマスエネルギー推進会議運営業務委託に  
係る実績報告書の提出について

令和 6 年度木質バイオマスエネルギー推進会議運営業務委託を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 成果報告書 2部
- 2 成果報告書の電子データ
- 3 その他成果物

## 木質バイオマスエネルギー農業利用推進事業の概要

## 1. 事業実施年度 令和5～7年度

## 2. 事業内容

## (1)木質バイオマス発電設備の設置・運転管理(別途契約済)

都市農業における木質チップを使った熱電併給システム活用の可能性を追究するため、バイオマス発電機の設置・運転管理を行い、発電量や熱供給量等のデータを集積する。

## 【収集するデータ】

- ・木質バイオマス発電機の運転時間、発電出力、発電量、売電量、発電機が使用する電力
- ・熱供給出力、熱供給温度、熱供給量(乾燥機側に行く熱量、ハウス側に行く熱量、発電機全体の熱量)

## (2)農業利用への実証試験(財団実施)

木質バイオマス発電機に隣接するパイプハウスにて、上記2(1)で得られた木質バイオマスエネルギーを活用し、イチゴと切り花を栽培する。栽培スケジュールは、下記4を参照すること。

## 【収集するデータ】

- ・気温(ハウス内、外気温)
- ・ハウス内気温の設定温度
- ・イチゴ・切り花の生育状況と収量

## (3)木質バイオマスの農業利用に向けた効果検証・評価(本契約内容)

## ①実証試験の効果検証

- ・上記(1)(2)から得られるデータを統合・分析し、効果検証を行う。
- ・結果はわかりやすくまとめ、(3)②に記載する推進会議の資料を作成する。

## ②木質バイオマスエネルギー推進会議を運営し、以下項目につき協議する。

- ・木質チップの購入や設備運転、灰などの廃棄物処理コスト、売電収益等の検証
- ・農業利用上の評価・課題等の明確化

## 事業イメージ

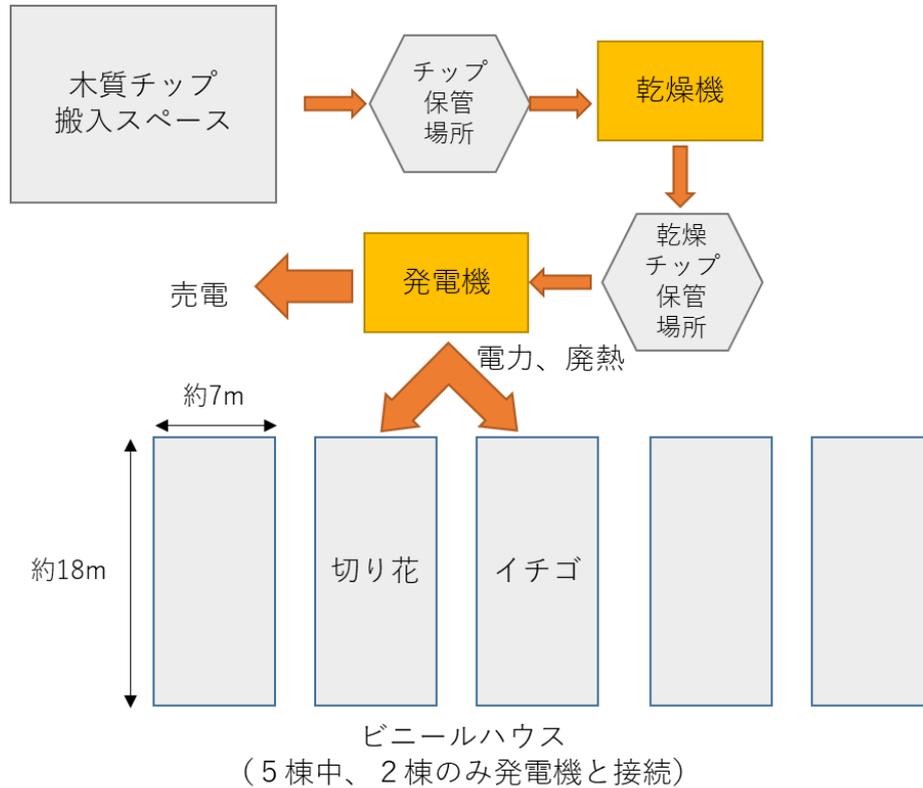


### 3. 設備概要

#### (1) 実証設備配置図

実証設備の配置は以下の通りである。

・所在地 東京都立川市富士見町3-16

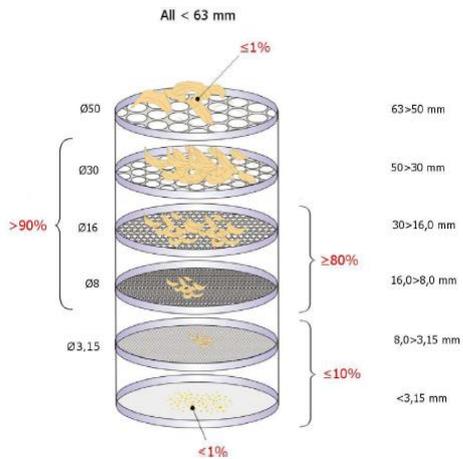


#### (2) 発電機仕様

- ・設置機器: Volter40 indoor (VOLTER社製)
- ・最高出力(E): 45kW 内部電力消費量: 4~5kW
- ・最高出力(H): 100kW
- ・寸法: 4,820mmL × 1,270mmW × 2,500mmH
- ・年間運転時間: 最大 7800 時間
- ・重量: 4,500 kg

#### (3) 木質チップ仕様

- ・木材の種類: スギ、ヒノキ、スプルース(トウヒ)、シラカバ、マツとする。
- ・東京都産の木材を7割以上含むものとする。
- ・木質チップの種類: 切削チップとする。破碎チップやパレットは受けつけない。
- ・木質チップの要求品質: 以下図表に示す通り



チップサイズ	Min % (mass-%)	Max % (mass-%)
>63 mm	0	0
63-50 mm	0	1
50-30 mm	5	80
30-16,0	60	15
16,0-8,0 mm	10	10
8,0-3,15 mm	5	5
<3,15 mm	0	0

物 性		
含水率(チップ受入時) 最大	18%以下	ISO 18134-1, ISO 18134-2
含水率(チップ受入時) 推奨	15%以下	ISO 18134-1, ISO 18134-2
低位発熱量(チップ受入時)	18,7 MJ/kg (≥ 5,2 kWh/kg)	

4. 全体スケジュール(予定)

令和6年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
発電設備		○7/30 運転開始 ○安定稼働後 売電開始予定		
実証試験 (イチゴ)		○9月 定植	○12月 収穫開始	→ (R7.6月まで収 穫)
実証試験 (切り花)			○10月 定植	○3月 収穫
推進会議		○9月 ~10月上旬 契約締結	○10月 委員委嘱 ○10~12月 第1回開催	○1~3月 第2回開催

## 暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。

5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。

2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講ずることができる。

## 個人情報に関する特記仕様

### 第A章 総則

#### (個人情報の保護)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理する上で個人情報を取り扱う場合、東京都個人情報取扱事務要綱（平成17年3月31日付16生広情報第708号）第2に定める管理体制及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」と同等以上の水準により個人情報を保護しなければならない。

#### (秘密等の保持)

- 第2条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改訂：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

#### (個人情報等の取扱い)

第3条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8号に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

なお、取り扱う個人情報等に加工等を施す場合、この契約における個人情報等は、個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報及び同条第6項に定める匿名加工情報並びに同条第7項に定める個人関連情報を含むものとする。

#### (受託者に提供する個人情報等の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が受託者に対して提供する個人情報等（以下「財団提供個人情報等」という。）がある場合、財団は、その提供する個人情報等の件名及び件数等について、財団提供個人情報等一覧（目録A）に記載し、事前にその旨を明示する。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び財団以外の第三者から

直接取得する個人情報等（以下「受託者取得個人情報等」という。）がある場合、財団は、その取得が予定される個人情報等の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、受託者取得個人情報等一覧（目録 B）に記載し、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するにあたって、必要に応じ、目録 B「受託者取得個人情報等一覧」の記載内容を修正し、財団に報告するものとする。受託者取得個人情報等のうち、目録に定めがないものについては、財団及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報等の処理権限を定めるものとする。

#### **（表明保証）**

- 3 受託者は、この契約において取り扱う個人情報等を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

#### **（権限）**

- 4 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

## **第 B 章 安全管理体制**

#### **（責任体制の整備）**

- 第 4 条 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### **（責任者、従事者）**

- 第 5 条 受託者は、この契約による個人情報等の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ財団に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

なお、この契約による業務の処理に際して、受託者が番号利用法第 2 条第 5 項及び第 8 項に定義する個人番号及びこれらの個人番号をその内容に含む特定個人情報と同等の水準により管理された個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合、財団は、その取扱いが予定される特定個人情報等の件名や件数等について、具体的に見積を行った上で、その内容を目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載し、事前にその旨を明示する。

また、受託者は、目録 C「特定個人情報同等水準管理情報一覧」に記載された特定個人情報等の監査者を定め、あらかじめ財団に届けなければならない。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督さ

せなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

なお、監査者は、受託者における第1項に定める個人情報の管理状況を定期に及び必要に応じ随時に監査する。受託者は、監査の結果を踏まえ、個人情報の管理に不適切な点があると認めるときは、直ちに是正措置を講じなければならない。

4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

### **(派遣労働者)**

第6条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、財団に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

### **(従事者等の教育及び研修)**

第7条 受託者は、個人情報等の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。

3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

4 要配慮個人情報を取り扱う場合、財団は、受託者が前2項に基づき策定する計画のほか、前項に基づき実施する教育及び研修の実施状況について、必要に応じてその提出を求めるものとする。

### **(再委託)**

第8条 受託者は、個人情報等の処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下同じ。）を行う場合、個人情報等を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないよ

うにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を財団に通知し、東京都個人情報取扱事務要綱第7.7に定める承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報等を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
- (2) 再委託で取り扱う個人情報等の目録
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、財団に対して再委託の相手方による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報等の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、財団の求めに応じて、その状況等を財団に適宜報告しなければならない。

5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第7条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

#### **(目的以外の利用禁止)**

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複製及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を財団の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### **(複製、複製等の禁止)**

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された文書等を財団の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製若しくは転写してはならない。

#### **(個人情報等の安全管理)**

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以

下「漏えい等」という。) することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、財団から文書等の引き渡しを受けた場合は、財団に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。財団は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、財団が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出しではならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法(以下「送付方法」という。)を特定し、あらかじめ財団に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
  - (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
  - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
  - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
  - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等(外部記録媒体を含む。以下同じ。)以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度(ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等)の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報等を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及び

そのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

#### **(個人情報等の帰属及び返還、廃棄又は消去)**

第12条 財団から引き渡された文書等に記録された個人情報等のほか、この契約による業務を処理するために財団の指定した様式により、及び財団の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報等は、財団に帰属するものとする。

2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、財団の指示に基づいて、前項の個人情報等を返還、廃棄又は消去しなければならない。

なお、上記の個人情報等に要配慮個人情報を含む場合、個人情報等の返還は、第5条の規定によりその役割を果たすべき者として財団に届け出られている者が行うものとする。

3 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報等を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報等が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受託者は、第1項の個人情報等を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を財団に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報等については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報等の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。

6 受託者は、廃棄又は消去に際し、財団が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

### **第C章 事故対応及び検査**

#### **(漏えい等発生時の対応)**

第13条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を財団に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を

講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。

- 3 受託者は、財団と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、財団が事実関係の公表にあたって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

#### **(立入調査等)**

第14条 財団は、この契約による業務の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めると及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、財団から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて財団が再委託の相手方に報告を求めると及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、財団の求めに応じて書面により報告しなければならない。

### **第D章 契約解除及び損害賠償等**

#### **(契約の解除)**

第15条 財団は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、財団にその損害の賠償を求めるとはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、財団は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

#### **(損害賠償等)**

第16条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより財団が損害を被った場合には、財団にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、ク

レーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに財団に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。

- 3 受託者は、第 13 条第 1 項に規定する事態に起因又は関連して、財団が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人（以下「被害者」という。）から財団に対してなされる訴訟並びに慰謝料その他の損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために財団において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、財団の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。
- 4 第 2 条第 3 項に基づき管理された個人情報等の取扱いについて財団が損害を被った場合には、財団は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 4 条及び第 5 条に基づく損害の賠償を請求することができる。

#### **（違約金）**

- 5 第 1 条に基づき管理された個人情報の取扱いに関して、受託者の責任者及び従事者の故意又は重過失によって財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- 6 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。

#### **（その他）**

第 17 条 受託者は、保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ及び本特記仕様の解釈等、個人情報等の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度財団に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、財団は、財団の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第 18 条 第 16 条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

## 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

### 1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）サイバーセキュリティ基本方針及び財団サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

### 2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

### 3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

### 4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

### 5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### 7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

### 8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項
  - ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
  - b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
  - c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
  - d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

#### イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

#### ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

#### エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

#### (2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

#### (3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、

滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

## 9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

## 10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

## 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

## 13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

## 14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

## 15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

## 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用等による脱炭素化の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

### <製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <サービス提供時の環境配慮>

- ⑭ 省エネルギーの取組を徹底したもの
- ⑮ サービス提供時に必要な電力に再生可能エネルギーを利用するなど温室効果ガスの排出が少ないもの

### <その他の環境配慮>

- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑰ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑱ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの